

添付法令資料 4 :

ベトナム信用組織法 (目次)

24.01.18 可決 法律第 32/2024/QH15 号 / 24.07.01 施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 15 条)
- 第 2 章 政策銀行 (第 16 条ないし第 26 条)
- 第 3 章 許可証 (第 27 条ないし第 37 条)
- 第 4 章 信用組織及び外国銀行支店の組織、管理及び調整
  - 第 1 目 通則 (第 38 条ないし第 49 条)
  - 第 2 目 株式会社又は有限責任会社である信用組織に対する通則 (第 50 条ないし第 59 条)
  - 第 3 目 株式会社である信用組織 (第 60 条ないし第 72 条)
  - 第 4 目 一名社員有限責任会社である信用組織 (第 73 条ないし第 76 条)
  - 第 5 目 二名以上社員有限責任会社である信用組織 (第 77 条ないし第 79 条)
  - 第 6 目 合作社である信用組織 (第 80 条ないし第 96 条)
  - 第 7 目 外国銀行支店 (第 97 条及び第 98 条)
- 第 5 章 信用組織及び外国銀行支店の活動
  - 第 1 目 信用組織の活動に関する通則 (第 99 条ないし第 106 条)
  - 第 2 目 商業銀行の活動 (第 107 条ないし第 114 条)
  - 第 3 目 総合金融会社の活動 (第 115 条ないし第 119 条)
  - 第 4 目 専門金融会社の活動 (第 120 条ないし第 124 条)
  - 第 5 目 合作社である信用組織の活動 (第 125 条及び第 126 条)
  - 第 6 目 小規模金融組織の活動 (第 127 条ないし第 130 条)
  - 第 7 目 外国銀行支店の活動 (第 131 条)
- 第 6 章 外国代表事務所 (第 132 条及び第 133 条)
- 第 7 章 信用組織及び外国銀行支店の活動における安全保証のための制限 (第 134 条ないし第 143 条)
- 第 8 章 財務、会計計算及び報告 (第 144 条ないし第 155 条)
- 第 9 章 信用組織及び外国銀行支店の早期介入 (第 156 条ないし第 161 条)
- 第 10 章 信用組織の特別監査
  - 第 1 目 通則 (第 162 条ないし第 168 条)
  - 第 2 目 特別監査を受けた信用組織の回復方案 (第 169 条ないし第 174 条)
  - 第 3 目 特別監査を受けた信用組織の吸収合併、新設合併及び株式又は出資持分全部の譲渡の方案 (第 175 条ないし第 178 条)
  - 第 4 目 特別監査を受けた商業銀行の強制移転方案 (第 179 条ないし第 186 条)
  - 第 5 目 特別監査を受けた信用組織の解散及び破産 (第 187 条ないし第 190 条)

- 第 11 章 信用組織が大量の金銭を引き出された、並びに特別な借入れ及び貸付けの場合の処理（第 191 条ないし第 194 条）
- 第 12 章 不良債権及び保証財産の処理（第 195 条ないし第 200 条）
- 第 13 章 組織再編、解散、破産、清算並びに資本及び財産の封鎖（第 201 条ないし第 205 条）
- 第 14 章 国家管理（第 206 条ないし第 208 条）
- 第 15 章 施行条項（第 209 条及び第 210 条）

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所